

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

1. 輸出に関して他の法令の規定による許可等を必要とする貨物について、当該許可等を受けている旨の税関に対する証明の手続を電子情報処理組織を使用して行うこと等ができることとする。
2. この政令は、平成14年11月25日から施行することとする。